

別紙：「アセットオーナー・プリンシプル」（案）に対する意見募集の結果について

No.	主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
全体			
1	全体	We welcome the Asset Owner Principles, we believe that they can be a helpful addition to the stewardship ecosystem in Japan.	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p>
2	全体	We believe that the implementation process needs to allow for smaller asset owners.	<p>ご指摘のとおり、本プリンシプルでは、アセットオーナーの範囲は幅広く、課題もそれぞれである点を踏まえ、「必要な場合には（必要があれば）」、「考えられる」、「規模や能力等を踏まえ」、「規模や運用資金の性格に照らして」といった表現により、それぞれの置かれた状況に応じて原則を実施できるように記載しております。</p> <p>As you pointed out, the scope of asset owners is wide ranging and the issues vary. Therefore, the Principles are stated so that they can be implemented in accordance with the circumstances of each asset owner by using expressions such as “when needed,” “considered,” “based on the size of their AUM and capabilities,” and “in light of the size of AUM of asset owners and the kind of the funds.”</p>
3	全体	We believe that more systematic references to the “long-term” would be helpful throughout the	ご指摘のとおり、アセットオーナーにおいても中長期的に運用目標を実現させるために、ステewardシップ活

		<p>principles.</p>	<p>動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである旨の記載（原則5）は、日本版ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードとも整合的となっております。</p> <p>ただし、アセットオーナーの運用資金の性格等は様々であり、資金の用途によっては長期的な運用を前提としない場合も排除されないことから、「長期的な」といった表現は必要な個所に記載しております。</p> <p>As you pointed out, the description to the effect that asset owners should strive to contribute to the sustainable growth of investee companies, such as conducting stewardship activities, in order to achieve their investment targets in the medium to long-term (Principle 5) is consistent with Japan's Stewardship Code and Corporate Governance Code. However, the nature of asset owners' management funds varies, and depending on the use of the funds, there are cases where long-term management is not assumed. Therefore, the expression "long-term" is described where it is necessary.</p>
--	--	--------------------	---

前文			
4	前文（背景及び目的）	<p>アセットオーナーが責任を持つべき対象は直接的な受益者（資金拠出者）であって、注釈に記載のあるような「間接的に利益を享受する主体」にまで責任の範囲を拡大させることは、直接の受益者に対する利益相反行為に当たる懸念があるのではないか。真に受益者が求める「最善の利益」として、運用果実の大小に囚われるものではない旨を明記するよう修正すべき。</p>	<p>アセットオーナーの運用資金の性格等は様々であることから、「受益者等」として誰を位置づけるか、勘案すべき「最善の利益」がどのようなものかについては、各アセットオーナーにおいてご判断いただくことを想定しています。</p>
5	前文（背景及び目的）	<p>「受益者等に利益をもたらすとともに、その行動が結果として、投資先企業の中長期的な成長・企業価値向上や委託先金融機関の健全な競争による運用力向上にもつながっていくことなどが期待される。」との記載があるが、「中長期的な成長・企業価値向上が期待できる企業を見極め投資し、そうではない企業への投資を排除することが受益者等に利益をもたらす」のであるから、記載を改めるべき。</p>	<p>投資先企業の中長期的な成長・企業価値向上においては、ご指摘のような「期待できる企業を見極め投資し、そうではない企業への投資を排除する」方法に限らず、原則5の記載のような、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行う方法もあると考えられます。</p>
6	前文（背景及び目的）	<p>「アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）」と規定されているが、DBの場合は、DB法の規定における「忠実義務」が該当するという理解でよろしいか。</p>	<p>「受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任」の一つとして、確定給付企業年金法における「忠実義務」が該当すると考えます。</p>
7	前文（背景及び目的）	<p>We are pleased to see the introduction of a definition of fiduciary duty. Keeping a clear focus on driving long term sustainable returns for clients and beneficiaries is helpful.</p>	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p>

8	前文（背景及び目的）	We welcome the Japanese government establishing a set of common Asset Owner Principles that enhance asset owners' ability to fulfil their responsibility to manage their assets in line with their fiduciary duties.	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p>
9	前文（本プリンシプルの位置づけ）	アセットオーナーに対して、プリンシプルの受入れやその時期を強制する趣旨ではない旨を、プリンシプル本文に明記すべき。	本プリンシプルは、アセットオーナーに対して受け入れることを強制するものではなく、各アセットオーナーには、本プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分検討した上で、その趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待される旨、明記しております（前文5）。
10	前文（本プリンシプルの位置づけ）	<p>本プリンシプル（案）を参照すべき主体に、銀行が含まれるとの理解でよいか。</p> <p>（他 同旨1件）</p>	銀行業については、「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと」、又は、「為替取引を行うこと」とされ（銀行法第二条）、預金者等の保護はもとより、企業等への資金供給による金融仲介機能の発揮なども追求すべき要素であるほか、預金金利、貸出金利ともに運用の巧拙よりもむしろ市場金利に左右される傾向にあることに鑑みれば、一般的にはアセットオーナーに該当しないと考えられますが、アセットオーナーに該当するかを含め、本プリンシプルを受け入れるか否かは、各主体においてご判断いただくことを想定しています。
11	前文（本プリンシプルの位置づけ）	企業年金など一部のアセットオーナーについては、資産運用にかかるガイドラインが既に存在するが、アセットオーナーがアセットオーナー・プリンシプルを受け入れる意義は何か。	<p>本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたものです。</p> <p>受益者等の最善の利益を追求するための備えがあるこ</p>

			とを自ら点検し、自らのステークホルダーあるいは対外的に示すことで、説明責任を果たすとともに、ステークホルダーからの理解やステークホルダーとの対話、協働を通じて、より受益者等の利益を追求するための運用力の向上を図っていくことが期待されると考えております。
12	前文（本プリンシプルの位置づけ）	民間企業や公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドの活動に制約をかけることは、それぞれを規定する法律への紐づけを行わない限り、それぞれの主体での義務を課せない。	本プリンシプルは法令と異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではなく、各アセットオーナーには、本プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分検討した上で、その趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待される旨、明記しております（前文5）。
13	前文（本プリンシプルの位置づけ）	DBにおいては、確定給付企業年金法（DB法）を始めとする法令通知等により、概ねアセットオーナー・プリンシプルの精神に沿った運用等が行われているものと認識している。その上で、企業年金においても、本プリンシプルの受入れが期待されているが、更に本プリンシプルを受け入れることの意義や効果、狙いについてご教示いただきたい。 (他 同旨 1件)	本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたものです。 確定給付企業年金についても加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、自らのステークホルダーに示すことで説明責任を果たすとともに、労使自治の下でステークホルダーからの理解等を通じて、目的達成に向けたより良い取組みを主体的に行っていくことを発信し、適切な運用への信頼を確保していく形で加入者等の利益につなげていただくことが期待されると考えております。
14	前文（本プリンシプルの位置づけ）	確定拠出年金（DC）制度は、本プリンシプルの対象に該当しないという認識でよろしいか。	ご指摘のとおりです。

15	前文（本プリンシプルの位置づけ）	受け入れ表明をしたDBが趣旨に則った行動をしているか、またはエクスプレインの内容が適切か否かは、どの機関がどうやって判断するのか。	アセットオーナーの活動については、運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、見直しが図られていくことが期待されます。
16	前文（本プリンシプルの位置づけ）	プリンシプルを適用する際に資産規模といった要件を検討するお考えはないか。	ご指摘のとおり、アセットオーナーは規模等の点においても幅広いですが、本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたものであり、本プリンシプルを受け入れるか否かは、規模等に限らず、各アセットオーナーにおいてご判断いただくことを想定しています。
17	前文（本プリンシプルの位置づけ）	きちんと法令として制定するか、現行の法令にプリンシプルへの対応を位置付けるなど、きちんと紐づくように修正すべき。	アセットオーナーの範囲は幅広く、課題もそれぞれである点を踏まえ、アセットオーナーの取るべき行動について法令等において詳細に規定する細則主義ではなく、アセットオーナーがそれぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切に運用の成果をもたらすことができるよう、原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部を実施しないことを想定している「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用しております。
18	前文（本プリンシプルの位置づけ）	「アセットオーナー・プリンシプル」（案）はアセットオーナーへの要請のみで、アセットオーナーへのメリットが分かりにくい。	本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有

			<p>用と考えられる共通の原則を定めたものです。</p> <p>受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、自らのステークホルダーあるいは対外的に示すことで、説明責任を果たすとともに、ステークホルダーからの理解やステークホルダーとの対話、協働を通じて、より受益者等の利益を追求するための運用力の向上を図っていくことが期待されると考えております。</p>
19	前文（本プリンシプルの位置づけ）	<p>DBの場合、加入者等（受益者）以外にも、母体企業や母体企業の株主なども損益の影響を受ける関係者とも考えることもできる。しかし、その範囲は、個々のDBにおいて対象を自ら検討するということであって、企業年金ごとに異なり得るため、一律に定義されるものではないという理解でよろしいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
20	前文（本プリンシプルの位置づけ）	<p>We believe that a broad definition of “asset owners” would be helpful. We would suggest that the sentence in paragraph 3 be reworded to state “Asset Owners are a broad range of organisations, including but not limited to public pension schemes, mutual aid associations, corporate pension schemes, insurance companies, the funds of JST, educational corporations and others.”</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたしました。</p> <p>Thank you for your comments, we have amended the texts accordingly.</p> <p>“Asset Owners are a broad range of organizations, including but not limited to public pension schemes, mutual aid associations, corporate pension schemes, insurance companies, the funds of JST, educational corporations who manage financial assets and others.”</p>
21	前文（コンプライ・オア・エク	<p>各原則に対して補充原則が規定されている。例えば、原則1全体に対しコンプライまたはエクスペインを表明</p>	<p>「補充原則」は「原則」の一部であり、各原則のコンプライ・オア・エクスペインに当たっては「補充原則」の</p>

	スプレイン)	<p>するなど、表明方法についてはアセットオーナーに委ねられるという認識でよいか。</p> <p>(他 同旨1件)</p>	<p>趣旨を十分に踏まえつつ対応いただきたいと考えていますが、必ずしも「補充原則」ごとにコンプライ・オア・エクスプレインを行うことを求めるものではありません。</p> <p>ただし、コンプライする原則について、ステークホルダーに対し分かりやすい説明をする中で、自らの個別事情に照らし対応が難しい補充原則があれば、その点を丁寧に説明することも考えられます。</p>
22	前文 (コンプライ・オア・エクスプレイン)	<p>取組み状況の開示先について、ステewardシップ活動報告書やESG活動報告書等をまとめ、重複する情報を省くことも、受益者が情報を一元的に得やすい(報告書が増えない)という点で有用ではないか。</p>	<p>実施(コンプライ)する原則についても、その遵守状況について、ステークホルダーにとってわかりやすい説明をすることが求められるとしておりますので、ご指摘の方法もその手段の一つとして有効と考えられます。</p>
23	前文 (コンプライ・オア・エクスプレイン)	<p>プリンシプルの特性として、それぞれのアセットオーナーが自らステークホルダーの範囲、情報提供の頻度や内容を定め、できる範囲で理解を得、説明することが期待されているという理解でよろしいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
24	前文 (コンプライ・オア・エクスプレイン)	<p>「必要な場合には(必要があれば)」、「考えられる」、「規模や能力等を踏まえ」、「規模や運用資金の性格に照らして」と規定された内容については、各アセットオーナーにおいて検討し実施の可否を判断する内容であって、その結果、実施しない場合でも原則をコンプライとすることを妨げるものではないと理解してよろしいか。また、これらの必須ではない事項について、その理由を説明(エクスプレイン)する必要はないと理解してよろしいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
25	前文 (コンプライ・オア・エクスプレイン)	<p>We welcome the comply or explain approach.</p>	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p>

			We appreciate your support for the intent of the Principle.
26	前文（コンプライ・オア・エクस्पライン）	We welcome the comply or explain approach as explained in the Principles as it will enable better accountability and transparency by asset owners on how they are considering, pursuing and progressing on the key objectives and policies for the best interest of beneficiaries.	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p>
27	前文（その他）	フォローアップが実質的にアセットオーナーに対して受入れを強制するものとなってはならない。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本プリンシプルは、アセットオーナーに対して受け入れることを強制するものではなく、各アセットオーナーには、本プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分検討した上で、その趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待される旨、明記しております（前文5）。</p>
28	前文（その他）	ウェブサイトなど一般に对外発信する手段を持たないDBも少なくない。受入表明または実施しない場合の説明は、広く公表するのが望ましいが、自らがステークホルダーと設定した人たちを相手に表明するだけでも本プリンシプルの受け入れの妨げにはならない、との理解でよいか。	ご指摘のとおりです。なお、その場合であっても、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することが期待されます。
29	前文（その他）	<p>本プリンシプルの改定の大まかなスケジュール・計画などがあればお教え願いたい。</p> <p>（他 同旨 2件）</p>	本プリンシプルについて、今後、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するなど、適切なフォローアップを行うこととされていますが、現時点で具体的なスケジュールや計画が定まっているものではございません。
30	前文（その他）	受入れ表明後、プリンシプルの見直しにより受入れが困	ご指摘のとおりです。

		<p>難となった場合は、受入れ表明を取り下げることは可能か。</p> <p>(他 同旨 1 件)</p>	
31	前文 (その他)	<p>関係省庁への受入れ表明する際の具体的な方法を明記するように修正すべき。</p> <p>(他 同旨 1 件)</p>	<p>関係省庁へ受入れの旨を表明いただく方法については、本意見募集の結果と併せて、内閣官房ウェブサイト公表いたしました。</p> <p><内閣官房ウェブサイト URL></p> <p>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/assetowner/index.html</p>
32	前文 (その他)	<p>アセットオーナー・プリンシプルの受入状況の整理・公表については、どのような頻度で行われる予定か。</p>	<p>アセットオーナー・プリンシプルの受入状況については、少なくとも四半期ごとに内閣官房のウェブサイトにて公表する予定です。</p>
33	前文 (その他)	<p>プリンシプルの受入について「一般に見える形で、以下を公表することを期待する。」とあるが、「公表」の要否や「公表」の方法については「アセットオーナーの規模や運用資金の性格を踏まえ」て、各アセットオーナーが自身で判断するという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>

原則 1			
34	原則 1	「運用目標」について「アセットオーナーによっては、目標リターンを定めた上でそれを最小のリスクで目指すという考え方だけでなく、許容できるリスク量の範囲内でリターンの最大化を目指すという考え方も含まれる。」との注釈が付されているが、二択であるとどこで決まっているのか。	ご指摘の記述は、本プリンシプルにいう「運用目標」を定めるに当たっての考え方について、特定の考え方に限られないことを、一例をもって述べたものです。
35	原則 1	アセットオーナー組織の使命を明定する事が運用目的や運用方針の選定に先行されるべき。	貴重なご意見として承ります。
36	原則 1	原則 1 の最後の 1 文は、「資産運用における P D C A のプロセスに則って適切に見直すべきである」等としたらどうか。	運用目的を踏まえた運用目標・運用方法については、原則 1 において記載のとおり、適切な手続きに基づく意思決定の下、見直しを図られていくことが期待されます。
37	原則 1	企業年金については、DB法の施行令において「運用の基本方針」を策定するよう規定され、施行規則において運用目的、運用目標、資産構成割合等を同方針に定めることとされているため、法令に従った運営を行っているDBについて、原則 1 はコンプライしているかと理解してよろしいか。	ご指摘のとおりです。
38	原則 1	補充原則 1-1 に「資金の拠出者が受益者である場合は、受託者責任が発生することを認識するべきである」というような文言を追加すべき。	補充原則 1-1 は、原則 1 において「受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め」とした点を補足するものです。 なお、受益者等が資金の拠出者であるか否かに関わらず、アセットオーナーにおいては受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくことが期待されると考えております。

39	原則 1	原則 1 には、投資目的だけでなく、利益実現のタイムラインをもつことも求め、それをアセットマネージャーとあわせることを明示すべき。	運用目標・運用方針を定める際には、運用目的に基づき、どのようなタイミングで運用による利益を実現させることが必要かといった点も含めてご判断いただくことを想定しています。また、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討いただくことを想定しています。
40	原則 1	In Principle 1, we suggest to also highlight the importance of putting in place best execution policy.	<p>原則 3 において、アセットオーナーは、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うべきであるとしており、ここには自身及び運用委託先において最良執行を行うことも含まれうると考えられます。</p> <p>As stated in Principle 3, asset owners should choose investment methods appropriately, from the viewpoint of the interests of beneficiaries, not those of themselves or third parties. The best execution of the asset owners themselves and the investment trustee may be included.</p>
41	補充原則 1-1	受益者等について、DB の場合は、DB 法における「加入者等（加入者及び加入者であった者）」が該当するという理解でよろしいか。	受益者等については、アセットオーナーごとに判断いただくことを想定していますが、一般に、DB の場合は、DB 法規定の加入者等（加入者及び加入者であった者）が該当すると考えられます。
42	補充原則 1-1	Clarify that in the process of ascertaining investment objectives, asset owners should consider their sustainability preferences.	原則 1 に記載のとおり、アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案して運用目的を定めるべきであるとされており、その際、受益者等のサステナビリティに関する考え方を考慮することも考えられます。

			As stated in Principle 1, asset owners should take into account the best interests of beneficiaries and determine the purpose of investing. In the process, the sustainability preferences of beneficiaries may be taken into account.
43	補充原則 1-2	補充原則 1-2 に、「運用の制約条件の把握に当たっては、受益者の意向を把握するように努めるべきである。」というような表現が必要ではないか。	<p>補充原則 1-2 は、原則 1 において「経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである」とした点を補足するものです。</p> <p>なお、アセットオーナーの「受益者等」や意思決定方法は様々と考えられますが、重要なことは、原則 1 の記載のとおり「適切な手続きに基づく意思決定の下」で、運用目標及び運用方針が定められることと考えております。</p>
44	補充原則 1-2	Clarify that asset owners should consider whether the achievement of a relevant sustainability goal is ‘instrumental’ in realising their financial return objective.	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、原則 5 においてステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うことも考えられる旨を明記しています。</p> <p>We appreciate your feedback.</p> <p>As stated in Supplementary Principle 5-2, asset owners may make sustainability investments that contribute to the sustainable growth of the investee companies, if necessary in light of their stakeholders’ views and their own investment purposes.</p>
45	補充原則 1-2	Clarify that where a sustainability-related factor	貴重なご意見として承ります。

		is identified to be important in achieving investment objectives aligned with beneficiaries' best interest, asset owners can set sustainability objectives.	<p>なお、原則5においてステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うことも考えられる旨を明記しています。</p> <p>We appreciate your feedback.</p> <p>As stated in Supplementary Principle 5-2, asset owners may make sustainability investments that contribute to the sustainable growth of the investee companies, if necessary in light of their stakeholders' views and their own investment purposes.</p>
46	補充原則 1-3	「十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制」の時点で躓いてしまい、先に進めない場合もあると考えられるため、まずは外部組織を活用しながら運用目標・運用方針を設定する方法もあると記載した方がよいのではないか。	アセットオーナーが運用目標・運用方針を定める際も含め、原則2に記載のとおり、専門的知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討することが考えられます。
47	補充原則 1-4	補充原則 1-4に「定期的に検証」とありますが、「最低限年に一回」などの検証頻度の目安を示した方がよいのではないか。	本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーを対象としており、運用方針の定期的な検証の実施方法は、検証頻度を含め、各アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らし、それぞれご判断いただくことを想定しています。
48	補充原則 1-5	補充原則 1-5として、例えば「アセットオーナーは、運用目標や運用方針の設定、見直しの経緯などについて、いつでも確認できるように文書化しておくべきである」などを追加してはどうか。	運用目標及び運用方針については、定める際はもとより、見直す際も含め、原則1の記載のとおり「適切な手続きに基づく意思決定の下」で行われることが期待されます。事後的に検証できるよう文書化することも、適切な手続きに含まれ得ると考えられます。

原則 2			
49	原則 2	「運用担当責任者」について、「アセットオーナー内部において、必要な能力・知見を備えた職員が育っていると認められる場合には、そのようなプロパー職員を運用担当責任者として位置付けることも考えられる」と付記するなど、プロパー職員の有能な人材に光を当てた表現を追加してもらいたい。	<p>ご指摘のとおり、アセットオーナーのプロパー職員であっても、長年にわたり資産運用に携わられる等により、優れた能力・知見を備えられた方もいらっしゃると思います。</p> <p>人材確保に当たっては、内部において（経験を積むことなどにより）必要な能力・知見を備えた職員を育てて登用する、あるいは、外部から経験者を採用するなど、アセットオーナーごとに事情に応じてそれぞれご判断いただくことを想定しています。</p>
50	原則 2	年金における付加価値とは年金負債を賄う為に許容できるリスク量の範囲内で最大リターンをめざす、という文脈で「長期的」に使われるべきものである。付加価値とは何かを定義すべきではないか。	アセットオーナーの運用資金の性格等は様々であり、年金に関わるものに限られないことから、外部人材や外部組織がもたらす「付加価値」については、受益者等の最善の利益を追求する観点から、各アセットオーナーにおいてご判断いただくことを想定しています。
51	原則 2	DC運営管理態勢が、ほとんどの企業で人事部所管になっているのはおかしい。DB企業年金部署の関与をもっと勧奨すべき。	貴重なご意見として承ります。
52	原則 2	運用機関（生保一般勘定等）のOB人材等を企業年金部署に活用する方策を考えるべき。	貴重なご意見として承ります。
53	原則 2	<p>企業年金担当者の資産運用に係る主な仕事は、日々銘柄の入れ替えを判断しなければならないファンドマネジャーの仕事とは異なり、長期的な方針の策定や見直しが中心であって、着任早々専門性や経験を必要とするものではない。</p> <p>DBの運用に従事する担当者は、他業務と兼務している</p>	<p>アセットオーナーごとに運用担当者に求められる専門的知見の性質はそれぞれであり、また、ご指摘のような方法も含めて内製化する部分と外部知見を活用する部分のバランスをどのように取るかについても、各アセットオーナーが判断いただくことを想定しております。</p> <p>重要なことは、（資産運用業者と同等の専門人材を備え</p>

		<p>ケースも少なくないが、研修等による自己研さんや運用コンサルタントの利用等が行われている場合、原則2をコンプライ可能と理解してよろしいか。</p> <p>(他 同旨1件)</p>	<p>ることではなく) 総体として受益者等最善の利益を追求するための備えがあることと考えております。</p>
54	原則2	<p>自社に日本株チームがあっても、競争力を高めるために、外部マネージャーを積極的に登用することを奨励するような表現を追加いただけないか。</p>	<p>アセットオーナーごとに運用担当者に求められる専門的知見の性質はそれぞれであり、また、内製化する部分と外部知見を活用する部分のバランスをどのように取るかについても、各アセットオーナーが判断いただくことを想定しております。</p>
55	原則2	<p>運用体制の整備に当たっては、運用委託先の金融機関からの出向者の受入れは、オーナーと委託先で利益相反が発生することから禁止すべきであり、これを原則にも盛り込むべき。</p>	<p>運用体制の整備に当たって利益相反を適切に管理することは、金融機関からの出向の有無に関わらず求められるものと考えております。</p>
56	原則2	<p>年金基金などで1～3年で移動があったり、運用の経験のない方が母体企業から突然配置されたりするといった専門性の構築が難しい状況がある。このような慣行を見直すような表現を原則2などに追加いただけないか。</p>	<p>補充原則2-1において、アセットオーナーは、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、必要な人材確保などの体制整備を行い、知見の補充のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである旨を明記しております。</p>
57	原則2	<p>アセットオーナーに対するトレーニングや他のサポート体制の充実も図るべき。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
58	原則2 原則3	<p>アセットオーナーは、グループ内の運用会社に、本体の運用機能の一部を人員含め機能移管しているケースがある。形式的には原則2でいう「外部委託」先、原則3でいう「運用委託先」とはなるものの、その実態に応じ自家運用と捉えて本原則を受け入れることも差支えないか。</p>	<p>本原則の受入れに当たって、グループ内の運用会社に運用を委託することを、外部委託先とするのか、自家運用とするかについては、各アセットオーナーの実態に応じて、それぞれご判断いただくことを想定しています。</p> <p>重要なことは、アセットオーナーが、自家運用であるか否か、運用を外部に委託する場合はグループ内であるか否</p>

			かを問わず、（自己又は第三者ではなく）受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行われることであると考えております。
59	原則 2	We believe that it would be helpful to include more references to the governance structures of asset owners.	貴重なご意見として承ります。 We appreciate your feedback.
60	補充原則 2-2	補充原則 2-2 で、「報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべき」とあるが、これは何を意図した文章なのかわからない。 報酬の支払いを受ける外部人材、委託業者側に肩入れした文章にも見て取れる記載であり、削除していただきたい。	補充原則 2-2 は、外部委託する際に、委託した場合に期待される付加価値と支払う報酬を総合的に勘案すべきであることを示したものです。 仮に、期待される付加価値に見合わず多額の報酬を支払う場合は、コストの形で受益者等の利益を損なうおそれがある一方、期待される付加価値に見合わず少額の報酬しか提示しない場合には、本来受益者等のために必要となる水準の付加価値がもたらされず、受益者等の利益を損なうおそれがあると考えられます。
61	補充原則 2-2	知見の補充・充実のために必要な場合に外部組織の活用等を検討する場合、例として「金融機関」も挙げられていることから、委託先の信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社等を活用することも想定されているという理解でよろしいか。	ご指摘のとおりです。

原則 3			
62	原則 3	資金の拠出者と資産運用の恩恵を受ける受益者が一致しており、受益者が運用を委託していることが明らかに認識される場合、アセットオーナーは「受託者責任」が発生すると考えられるため、原則 3 に、「受託者責任」という表現を入れてはどうか。	受益者等が資金の拠出者であるか否かに関わらず、アセットオーナーにおいては受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくことが期待されると考えております。
63	原則 3	アセットオーナーが、受益者等の利益の観点から経済合理性がないにもかかわらず、取引先の現経営陣を支援するため、株式の持ち合いを継続するような場合は、アセットオーナー・プリンシプルに反していると考えますが、その理解で良いか。	原則 3 に記載のとおり、アセットオーナーは（自己または第三者ではなく）受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うことが求められています。ご指摘のような場合は、（自己又は第三者ではなく）受益者等の利益のためであるかの観点から、ご判断いただくべきものと考えられます。
64	原則 3	アセットオーナーに原則を示す以前に金融機関に対して、より厳しく基準を定めるべき。 (他 同旨 1 件)	貴重なご意見として承ります。
65	原則 3	運用委託先・運用方法を定期的に評価して必要に応じて見直す際に、「受益者等の意見を踏まえて必要に応じて見直すべきである」としてはどうか。	アセットオーナーの活動については、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、行われることが期待されます。 ただし、意思決定方法等については、アセットオーナーごとに事情に応じてそれぞれご判断いただくことを想定しています。
66	原則 3	We support this Principle and the supplementary Principles on risk management through asset diversification and the use of risk management tools. Objective evaluation of market liquidity for Asset Owners can prove challenging for three primary	プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。 なお、運用方法の選択に当たっては、自身の資金需要に照らして、例えば投資対象のファンドの換金不可能な期間の確認など、流動性の考慮が必要であると考えております。

		<p>reasons:</p> <ul style="list-style-type: none"> ·There may be an absence of data points, as many securities exhibit either little or no trading in the secondary market. ·Where there is trade activity this may be in smaller trading sizes than the position sizes on the Balance Sheet. ·The ability to evaluate liquidity in a stressed market is difficult. <p>To evaluate market liquidity, a modelled framework is often used. Such an approach should be quantitatively evaluated through appropriate measures (for example, out of sample back-testing).</p>	<p>す。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p> <p>When selecting an investment method, the asset owners are considered to need to confirm the liquidity, such as the non-redeemable period of funds in which they intend to invest, in light of their own financial needs.</p>
67	原則3	<p>A regulatory landscape that facilitates market entry by more index providers would prevent continued dominance by only a few providers.</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>We appreciate your feedback.</p>
68	原則3	<p>We believe it would be helpful to include an assessment of asset manager stewardship activities in the selection process for asset managers. This could be added to Principle 3.</p>	<p>原則5では、アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきであると記載しております。</p> <p>ここでいう工夫は、アセットオーナーの規模や能力等を踏まえて検討いただくべきものですが、ご指摘の方法もその一つに考えられます。</p> <p>Principle 5 states that asset owners should take</p>

			necessary ingenuities to contribute to the sustainable growth of investee companies, such as carrying out stewardship activities by themselves or through the investment trustee, in order to achieve the investment objectives for beneficiaries. The ingenuities mentioned here are considered in light of the size and ability of the asset owner, and the method you pointed out can be one of them.
69	補充原則 3-3	<p>アセットオーナーは一般的に1つの金融機関等のみに運用を委託しているものなのか。規模の大きいアセットオーナーは、複数の金融機関等を採用しているのではないのか。従来からの付き合いだけで同じ運用機関を選定しているかのような決めつけも危険である。</p>	<p>補充原則 3-3は、あくまで仮に1つの金融機関等のみ運用を委託している場合について記載したものであって、実態としてすべてのアセットオーナーが、1つの金融機関等のみに運用を委託している、従来から委託している金融機関等であることのみで同じ金融機関等を選定し続けている、といった前提に基づく記載ではございません。</p>
70	補充原則 3-3	<p>「運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべき」とあるが、運用委託先は、自らがもたらす付加価値を定量的に説明できるのか。</p>	<p>補充原則 3-3は、運用を金融機関等に委託する場合に、期待される付加価値と支払う報酬を総合的に勘案すべきであることを記載したもので、必ずしも付加価値は定量的に説明されるものには限られないと考えられます。</p>
71	補充原則 3-4	<p>補充原則 3-4には、エントリーリストを整備する、運用業界及び金融庁が適切に責任を果たした上でアセットオーナーが検討する内容であることを明記すべきであり、以下のように修文してもらいたい。</p> <p>「例えば、官民連携による十分な環境整備が行われることを前提に、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である」</p> <p>(他 同旨 1件)</p>	<p>補充原則 3-4は、アセットオーナーが運用委託先を選定する際は、知名度や規模といった形式的な要素のみによって判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）といった実質的な要素を踏まえ、検討を行うことが望ましいことを記載したものです。その実質的な要素を判断することなく、形式的にご指摘のエントリーリストに載せられているか否かによって、運用委託先を選定することを求めているものではありません。</p>

72	補充原則 3-4	「新興／独立系資産運用会社」などと、“独立系”という言葉を追加いただけないか。	補充原則 3-4 は、アセットオーナーが運用委託先を選定するに当たって、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい旨を記載したものです。例えば、単に大手金融グループに属していないことのみをもって排除しないようにすることも重要であると考えます。
73	補充原則 3-4	業歴では判断しないが経験では判断する、ということに矛盾があるのではないか。	補充原則 3-4 は、アセットオーナーが運用委託先を選定するに当たって、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい旨を記載したものです。運用委託先の会社設立後の業歴が浅い場合であっても、運用成果を左右する運用責任者の前職等を含めた経験により判断できる場合もあると考えられます。
74	補充原則 3-4	We also welcome the Principles encouraging financial institutions in their asset manager selection to consider emerging or independent firms.	プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。 We appreciate your support for the intent of the Principle.
75	補充原則 3-5	定期的な見直しの頻度は各アセットオーナーに委ねられるという認識でよいか。また、必ずしも委託先を変更することを求めるものではないという認識でよいか	ご指摘のとおりです。

原則 4			
76	原則 4	原則 1～3 では目的語は「受益者等」であるが、原則 4 では、「ステークホルダー」となっている。ここは、「受益者等を含むステークホルダー」とすれば良いのではないか。	脚注 2 に記載のとおり、アセットオーナーのステークホルダーには、受益者等も含まれることを明記していません。
77	原則 4	運用状況について情報を広く提供することも考えられる旨が記載されているが、加入者を含むステークホルダーや関係省庁以外の第三者が、運用方針を踏まえず運用実績を単純に比較することはアセットオーナー等への誹謗中傷に繋がる懸念もあるため、関係省庁には、総合的に比較することの周知徹底をお願いしたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 補充原則 4-2 に記載のとおり、アセットオーナーが運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較されるように情報提供を工夫することが望ましいとされております。
78	原則 4	We are supportive of effective communication of information (reporting), as it ensures transparency and accountability in the management of funds.	プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。 We appreciate your support for the intent of the Principle.
79	原則 4	We believe that Principle 4 could be more clearly worded in English. - We suggest “Asset Owners should report clearly and transparently on how they apply the principles, in order to fulfil their duties to their beneficiaries and other stakeholders” .	ご指摘のとおり、アセットオーナーがステークホルダーへの説明責任を果たすため、ステークホルダーの理解に資するわかりやすい形で、運用状況についての情報提供（「見える化」）が行われることは重要と考えております。 ただし、情報提供の方法等については、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に応じてそれぞれご判断いただくことを想定しています。 As you pointed out, in order for asset owners to fulfill their accountability to stakeholders, we

			think it is important to provide information on the status of management (“visualization”) in an easy-to-understand manner that contributes to the stakeholders. However, it should depend on the size of the asset owner and the nature of the funds.
80	補充原則 4-1	補充原則 4-1に「ステークホルダーが理解できるように、場合によっては研修等も含めた対応を検討するべきである」という文言を加えたらどうか。	ご指摘のとおり、アセットオーナーがステークホルダーへの説明責任を果たすため、ステークホルダーの理解に資するわかりやすい形で、運用状況についての情報提供（「見える化」）が行われることは重要と考えております。 ただし、情報提供の方法等については、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に応じてそれぞれご判断いただくことを想定しています。
81	補充原則 4-1	脚注 14 で、前掲注 3 とあるが、注 2 ではないのか。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。ありがとうございました。
82	補充原則 4-1	情報公開すべき相手はアセットオーナーが自ら設定するものであり、画一的に決められるものではないとの理解でよいか。	ご指摘のとおりです。
83	補充原則 4-2	補充原則 4-2 の運用実績等の単純比較ではない方法として、ステークホルダーに要らぬ不安を与えないために運用目標設定の具体的根拠を併せて公表することも必要だ。	貴重なご意見として承ります。 なお、情報提供の方法等については、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に応じてそれぞれご判断いただくことを想定しています。
84	補充原則 4-2	補充原則 4-2 に「比較できる形での情報提供も検討すべき」とあるが、どういう意味か。アセットオーナーが自らの運用状況を報告するディスクロージャーの中で、他のアセットオーナーの運用状況を記載することは、不適切ではないか。	補充原則 4-2 は、ステークホルダーへの情報提供に際して他のアセットオーナーの状況を記載することを求めるものではなく、比較「できる」形での情報提供について記載したものです。

85	補充原則 4-2	生保会社は統合報告書等において、共通の様式で運用実績を開示しているが、そのことはここでいう「比較できる形での情報提供」と認識して良いか。	ご指摘のとおりです。
86	補充原則 4-2	「運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい」とあるが、統合報告書等において上記実績と共に運用方針や責任投融資の取組など実績以外の要素も掲載していることは、ここでいう「工夫」の1つと認識して良いか。	ご指摘のとおりです。

原則 5			
87	原則 5	原則 5 では、サステナビリティとスチュワードシップ責任について記載されているが、ここに「投資先企業の持続的成長の一旦を担う意識を持つ」というような表現入れる等、アセットオーナーも企業価値向上を意識すべきという点について、もう少し踏み込んだ表現を用いると良いと思う。	貴重なご意見として承ります。ご指摘のとおり、アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を追求する観点から、運用目的・運用目標を達成するために投資先企業や委託先金融機関を厳しい眼で見極めることで、受益者等に利益をもたらすとともに、その行動が結果として、投資先企業の中長期的な成長・企業価値向上等につながっていくことが期待されると考えており、その旨前文 2 に明記しております。
88	原則 5	We suggest re-ordering principles 4 and 5 - to ensure that reporting covers stewardship activities and oversight.	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、原則 4 と 5 の順序を変更しなくとも、運用状況についての情報提供に際して、スチュワードシップ活動についても、説明責任を果たす上で必要な情報の一つとして提供することも考えられます。</p> <p>We appreciate your feedback.</p> <p>Even if the order of Principles 4 and 5 is not changed, stewardship activities may be provided as a form of information necessary to fulfill accountability for the investment status.</p>
89	原則 5	<p>We fully support Principle 5 which encourages Asset Owners to conduct stewardship activities.</p> <p>We suggest that the Government provide more guidance on whom to prioritize stewardship activities on.</p>	<p>プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、対応を行うことを検討すべきであるとしておりますが、その際の方法の一つとしてご指摘のように優先順位をつけてスチュワードシップ</p>

			<p>活動を行うことも考えられます。</p> <p>We appreciate your support for the intent of the Principle.</p> <p>When fulfilling stewardship responsibilities, the asset managers should consider taking measures based on their own AUM and capabilities. One way to do this is to prioritize stewardship activities, as you pointed out.</p>
90	原則5	<p>Most Asset Owners in Japan incorporate sustainability considerations primarily through equity investments only, despite fixed income accounting for a substantive proportion of asset owner investments.</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、サステナビリティ投資方針を策定することも考えられるとしておりますが、これは株式投資に限られたものではないと考えております。</p> <p>We appreciate your feedback.</p> <p>When deemed necessary in light of the views of stakeholders and the purpose of investment, the asset owners may establish a sustainability investment policy, however, this policy is not limited to equity investment.</p>
91	原則5	<p>The “Dialogue on Enhancing Sustainability Investment Products” suggested that sustainable impact from investments should be clear and concise.</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>We appreciate your feedback.</p>
92	原則5	<p>It is important to educate investors about the</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

		opportunities of securing long-term investment returns through sustainability investment.	We appreciate your feedback.
93	原則 5	We are fully supportive of giving consideration to the sustainable growth of portfolio companies, in addition to consideration of financial performance in the shorter investment horizon. We would encourage further capacity building programmes for asset owners through participation in collaborative engagement initiatives that are most suitable to their needs.	貴重なご意見として承ります。 We appreciate your feedback.
94	原則 5	Consideration of providing additional guidance on specific sustainability issues.	貴重なご意見として承ります。 We appreciate your feedback.
95	原則 5	It is important that the Principles recognize, in supplementary principle 5-2, that long-term investment returns can potentially be improved through “sustainable investment” by promoting growth among investee companies, which contributes to the sustainable growth and development of the broader economy.	プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。 We appreciate your support for the intent of the Principle.
96	補充原則 5-1	「複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のステュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリング）を行うことも選択肢として考えられる。」とされているところ、企業年金連合会では「協働モニタリング」を実施することとしている。この取組への参加は、DBが原則5をコンプライするとともに、我が国のステュワードシップ活動の実質化を図るうえで重要な役割を担うもの	ご指摘のとおり、企業年金連合会における「協働モニタリング」の取組みは、補充原則5-1における「協働モニタリング」に該当するものと考えております。

		と認識している。 (他 同旨 1 件)	
97	補充原則 5-1	「協働モニタリング」とは何か。運用委託先へのモニタリングを協働で行うというのは、一般的でないように思う。仮に単独ではモニタリングを実施できないような小規模なアセットオーナーを想定している記述であれば、そのような前提条件を明記すべき。	協働モニタリングは複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリングを行うことを指しており、例えば、企業年金連合会では「企業年金スチュワードシップ推進協議会」を 今月設置し、「協働モニタリング」に参加する確定給付企業年金を募っております。 実際に協働モニタリングを行うかどうかは、自らの規模や能力等を踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切に判断されるものと考えておりますが、必ずしもその活用は小規模のアセットオーナーに限られないと考えております。
98	補充原則 5-2	補充原則 5-2 に「サステナビリティ投資」とあるが、サステナブル投資 (sustainable investing / investment) の方が一般的ではないか。	貴重なご意見として承ります。
99	補充原則 5-2	PR I 署名のためには年会費がかかり、報告書作成にかかる手間や費用、年次総会への出席まで含めたら相当な費用が掛かり、その費用はアセットオーナーに資金を預けている受益者が間接的に負担している。補充原則 5-2 は、こうした受益者の存在を無視したものであり、政府の望む方向に資金を向けさせようという意図が透けて見える。	貴重なご意見として承ります。なお、アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うことも考えられるとしておりますが、その際の方法は、ご指摘の署名には限られないと考えます。
100	補充原則 5-2	We suggest amending 5.2. - “Asset Owners may wish to make a sustainability or responsible investment commitment or formulate and publish a sustainability or responsible investment	貴重なご意見として承ります。 なお、アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行

		<p>policy. This could be done in reference to international guidelines including the ICGN Global Stewardship Principles, or local guidelines such as the Japanese Stewardship Code. Asset Owners can demonstrate their progress through clear reporting and by considering signing up to organisations such as the UN PRI.”</p>	<p>うことも考えられるとしておりますが、その際の方法の一つとして、アセットオーナーの規模や能力等を踏まえつつ、ご指摘のような方法も採り得るものと考えます。</p> <p>We appreciate your feedback.</p> <p>Asset owners may make sustainability investments that contribute to the sustainable growth of investee companies when necessary in light of the views of stakeholders and their own investment objectives. In doing so, the asset owners may take the approach you pointed out, taking into account the asset owners' AUM and capabilities.</p>
--	--	---	---

その他			
101	その他	このプリンシプルは、企業年金を前提に議論が進んでいたものを、無理矢理アセットオーナー全体に拡張している。当事者であるアセットオーナーに対する意見聴取も特段行われた形跡が見受けられないが、プロセス面からどのように説明できるのか。	<p>本プリンシプルは、企業年金に限らず、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたものです。</p> <p>「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」における検討では、アセットオーナーにおける運用等に関わる経験のある方にも有識者として複数参画いただき、ご意見をいただいたほか、主要なアセットオーナーを所管する関係省庁も構成員として議論に参加しております。</p>
102	その他	やたらとカタカナが多く、用語の持つ具体性が読み取れない。「音」を表すカタカナではなく「具体的に理解できる漢字」で表せないだろうか。	<p>他の文書で用いられている表現等も踏まえ、カタカナ表記・略称となっているものについても、極力日本語を添えているほか（例：フィデューシャリー・デューティー、プリンシプルベース・アプローチ等）、定義等の形で注を付しております（例：ステークホルダー、VaR等）。</p> <p>アセットオーナー・プリンシプルの内容等につき、広く関係者に広くご理解いただけるよう、周知・説明に努めてまいります。</p>
103	その他	各原則に見出しを付ければわかりやすくなる。	貴重なご意見として承ります。
104	その他	「最善の利益を追求」と「最善の利益を勘案」の2つの表現を使い分けているが、どういう意図なのか。	責任や業務・行動のあり方に直接関わる記述においては「最善の利益を勘案」という表現を用いていますが、受益者等の利益を追い求めていくというアセットオーナーにおける運用の意義等に関わる記述では「最善の利益を追求」という表現を用いています。
105	その他	年金基金については一般投資家ではなく特定投資家に	貴重なご意見として承ります。

		分類を変更すべきと考える。	
106	その他	基本的な原則が並んでおり、金融機関をはじめ全ての経済活動に携わる事例にも適用すべき基本原則として広げるべきものと期待する。	貴重なご意見として承ります。
107	その他	原則自体は非常に理にかなっており、有益で、コンパクトにまとめられていて合理的だ。一方で、いかに効果的に実施するかは課題であろう。	プリンシプルにご賛同いただき、ありがとうございます。 アセットオーナー・プリンシプルの内容等につき、広く関係者に広くご理解いただけるよう、周知・説明に努めてまいります。
108	その他	アセットオーナーがこの原則を受け入れ、行動に移すには、なんらかのガイダンスやベストプラクティスを合わせて提供すべき。	貴重なご意見として承ります。 なお、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」では、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）や共済組合連合会等の主要な公的アセットオーナーに対して、運用対象資産の多様化の推進、スチュワードシップ活動への取組、運用担当責任者（CIO）の設置を含めた専門人材の登用・育成等を盛り込んだ取組方針の策定・公表や、定期的な進捗状況の公表を求めるとされており、これらも他のアセットオーナーの参考となると考えられます。
109	その他	アセットオーナーの受け入れのモチベーションを高めるには、正しいインセンティブを働かせる必要がある。時にはレギュレーションとすることも効果的であろう。	貴重なご意見として承ります。
110	その他	本プリンシプルの実施に当たっては、企業年金に限らず、アセットオーナーの所管となる関係省庁においては、それぞれの実態を十分に確認した上で、過度・無用な負担が生まれることがないように運用されたい。	貴重なご意見として承ります。

111	その他	<p>「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に関する意見募集の存在を家族知人合わせ様々な職種の数十人に聞いてみたところ、知っている人間はゼロであった。</p> <p>開かれたやり方ではあるものの、幅広い国民に認知されているのか疑問が残る。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>アセットオーナー・プリンシプルの内容等につき、広く関係者に広くご理解いただけるよう、周知・説明に努めてまいります。</p>
112	その他	<p>「アセットオーナー・プリンシプル」(案)を見ると、アセットオーナーに日本経済の発展を委ねるような他力本願的な内容に感じた。国家における役割及び評価を国民に問う仕組みを作るべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
113	その他	<p>運用責任者の従前の運用会社での運用実績は現在開示できないルールとなっているため、今回を機に開示できるようにしていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
114	その他	<p>アセットマネージャーや専門家の人材の流動性が高まるよう、またそれぞれのアセットマネージャー個人の評価が確立されるよう、引き続き奨励いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
115	その他	<p>Consider revising the stewardship code to encourage incorporation of system-level risks, including from a sustainability perspective, and engagement with beneficiaries on broad preferences, including on sustainability.</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>We appreciate your feedback.</p>